

## 造山古墳ビジターセンターの機能拡充に向けた調査・基本計画策定業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年2月18日

岡山市長 大森雅夫

### 1 目的

造山古墳ビジターセンターの機能拡充に向けた調査・基本計画策定業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託業者を特定する。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 造山古墳ビジターセンターの機能拡充に向けた調査・基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和8年12月28日（月）まで
- (4) 概算予算額 総額15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約金額の10/100以上の額  
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定するまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」に登録されていること。なお、市内外業者区分は問わない。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 平成28年4月1日以降に、展示面積700㎡以上の博物館に係る基本計画又は基本設計の策定、作成業務（展示、新築、改築、改修を問わない）を国又は地方公共団体から元請で受注し、履行が完了していること。
- (7) 展示資料を理解した上で展示構成を検討する担当者として、令和8年3月13日（企画提案書等の提出締め切り日）時点で、提案者（グループ企業、子会社等は含めない）に3か月以上継続して雇用されている学芸員資格を持つものを一名以上配置すること。複数名の配置が望ましい。
- (8) 展示又は建築の技術的な部分を検討する担当者として、令和8年3月13日（企画提案書等の

提出締め切り日) 時点で、提案者(グループ企業、子会社等を含めない)に3か月以上継続して雇用されている一級建築士を配置すること。

- (9) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。

#### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	公示日～令和8年3月13日(金)
参加表明書の提出	令和8年2月25日(水)正午まで
仕様書(案)等に関する質問受付	令和8年2月27日(金)正午まで
仕様書(案)等に関する質問回答予定	令和8年3月3日(火)午後5時頃
企画提案書等の提出	令和8年3月4日(水)～ 令和8年3月13日(金)午後5時必着
ヒアリングの実施	別途、通知します。
審査結果の通知	別途、通知します。

#### 5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からのダウンロードによる。

- ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0.html>

#### 6 参加表明書の提出

企画競争参加表明書【様式1号】に必要事項を記載し、電子メールにより岡山市産業観光局観光部観光振興課(以下「観光振興課」という)へ送信すること。それ以外の方法では受け付けない。送信後、電話(観光振興課直通 086-803-1332)により、到着の確認を行うこと。

- 電子メール：[kankou@city.okayama.jp](mailto:kankou@city.okayama.jp)

なお、参加表明書を提出していないものは、仕様書(案)等に関する質問及び企画提案書等の提出をすることができない。

参加表明書提出者には、個別に現在の造山古墳ビジターセンターの配置図・平面図・立面図・断面図等を送信する。

#### 7 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

##### (1) 受付方法

参加表明書提出者は、質問書【様式2号】に質問事項を記載し、電子メールにより観光振興課へ送信すること。それ以外の方法では受け付けない。送信後、電話(観光振興課直通 086-803-1332)により、到着の確認を行うこと。

- 電子メール：[kankou@city.okayama.jp](mailto:kankou@city.okayama.jp)

##### (2) 回答方法

参加表明書提出者全員にすべての質問及び回答を電子メールにて回答する。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出方法

観光振興課宛に、「造山古墳ビジターセンターの機能拡充に向けた調査・基本計画策定業務委託企画提案書等在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送又は持参すること。

### (2) 提出書類

ア 企画競争参加申請書【様式3号】

イ 企画提案書【様式4号】

(ア) 仕様書(案)を熟読するとともに、企画提案書【様式4号】を確認して、下記の事項について作成すること。

- ①本業務の実施方針について
- ②基本コンセプトについて
- ③配置計画・施設計画について
- ④展示計画・事業活動及び管理運営計画について
- ⑤事業スケジュール及び概算事業費の算出について
- ⑥本業務のスケジュール・業務実施体制について

(イ) 必要に応じて、過去の取り組み内容など、提案の裏付けとなるものを記載すること。

(ウ) 原則としてA3版仕様とし、横置き・左綴じの片面印刷と頁番号を付けること。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(エ) 企画提案書は、表紙を除きA3で4枚以内とする。

(オ) 作成にあたり、図・イラスト・グラフ等の使用や多色刷りは差し支えないこととする。

ウ 経費の積算表(任意様式)

記載金額にあたっては、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税を含む)を別々に記入し、全体の合計金額を明記すること。なお、経費については、項目、内訳、金額を記載すること。

エ 実績証明書【様式5号】

「3 参加資格」の(6)を証明する添付書類として、実績となる委託業務の契約書の写しを添付すること。

オ 「3 参加資格」の(7)～(9)を証明する資格証や登録証、3か月以上の雇用関係を確認できる書類を提出すること。

### (3) 提出部数 各12部

①社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)

②社名、代表者印のないもの11部(副本)

※企画競争参加申請書【様式3号】は正本1部のみで可。

※副本では、提出するすべての書類において社名や代表者名は一切表示しないようにすること。

### (4) 注意事項

①連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を記入すること。

- ②提出する提案書は、提案者ごとに1案とする。
- ③仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ④提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも特定されない。
- ⑤提案書等の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。
- ⑥企画競争参加申請書の提出後の辞退については、取り下げ願い書【様式6号】を令和8年3月13日（金）午後5時までに観光振興課へ提出すること。提出期日以降の取り下げ願い書は受け付けない。

## 9 特定方法等

### (1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については、造山古墳ビジターセンターの機能拡充に向けた調査・基本計画策定業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

### (2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者のヒアリングにより審査を行う。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③業務内容及び企画提案書に係る審査内容の各項目において、委員の審査点数の平均点が60点を下回る提案については、提案者として特定しない。

### (3) ヒアリングの実施

- ①発表時間は1事業者につき15分程度、その後10分程度質疑応答を行う予定としている。詳細な日時、場所については後日通知する。
- ②ヒアリングへの出席は1事業者3名以内とする。
- ③ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書とする。なお、委員会でモニターを用意するのでパソコンやタブレットを接続しての説明も可能だが、ヒアリング前日までに観光振興課へ知らせること。

### (4) 評価基準

別紙1「造山古墳ビジターセンターの機能拡充に向けた調査・基本計画策定業務委託企画提案書等評価基準」のとおり

### (5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書等を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

10 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 その他留意事項

(1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、事業受託者の審査以外には使用しない。

(3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却しない。返却が必要な場合は、提案時にその旨を知らせること。

(4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。

(5) 提案書等は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。

(6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。

(7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及びその単位は日本国通貨及び円とする。

(8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

(9) 本業務に関する予算は、岡山市令和8年度当初予算案に計上し、岡山市令和8年2月定例市議会に提案する予定だが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務は執行しない。なお、その場合の応募者における損害について、岡山市は一切を負担しない。

【提出先・お問い合わせ先】

岡山市産業観光局観光部観光振興課

担当：風早、黒江

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1332 FAX：(086)803-1871

電子メール：[kankou@city.okayama.jp](mailto:kankou@city.okayama.jp)